○農林水産省令第四十五号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第十四条第一項において準用する同法第十五条の二第一項の規定を実施するため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月四日

農林水産大臣　江藤　拓

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後			改正前		
（大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用等） **第十五条**　第二条から前条までの規定は、大陸棚であって排他的経済水域でない区域の定着性種族に係る漁業、水産動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用等） **第十五条**　第二条から前条までの規定は、大陸棚であって排他的経済水域でない区域の定着性種族に係る漁業、水産動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	前条第一項	排他的経済水域において行う	行う特定大陸棚（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）第五条第一項の規定により読み替えられた法第三条第一項に規定する特定大陸棚をいう。）の定着性種族に係る

附　則

この省令は、公布の日から施行する。